

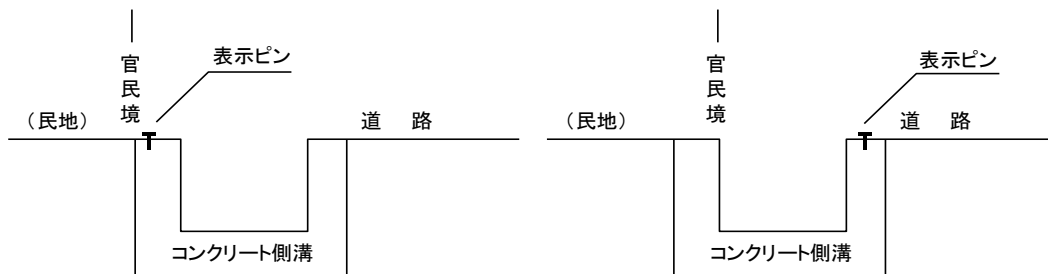
水道標示ピン設置工

1 標示ピンの設置基準

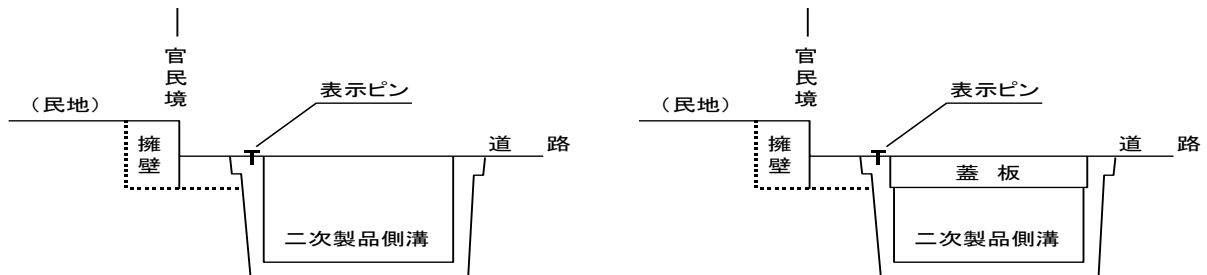
- 1) 道路部分の水道引込管工事（新設、改造、布設替、修繕）で、標示ピン設置可能な現場打コンクリート側溝およびコンクリート二次製品側溝等、構造物のある場合の道路に標示ピンを設置する。
- 2) 側溝等構造物のない道路の場合で、舗装本復旧施行のものは民地よりの舗装面に標示ピンを設置する。なお、仮復旧舗装の上には標示ピンは設置しない。
- 3) 農道等の砂利道および標示ピンの設置可能な構造物等のない場合の道路は、標示ピンを設置しない。
- 4) 引込管が実際に入っている位置にピンを設置すること。

2 標示ピンの設置例

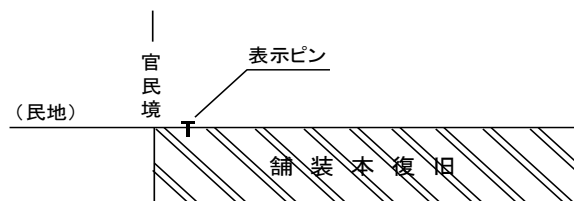
1) 現場打コンクリート側溝の場合



2) 二次製品側溝の場合



3) 舗装本復旧施行の場合（側溝等構造物のない場合）



3 標示ピンの設置方法（標示ピン寸法、首下h=30mm 径=7mm）

ハンドドリルによりコンクリート部分に削孔（h=30mm、径=7mm）を行い、木ハンマーを用いて標示ピンを挿入する。なお、位置変更工事が生じた場合、旧標示ピンを取外して削孔穴をモルタル等に充填すること。